

## 別 添

### 目 次

1	電子計算機の認定申請書兼申請事項変更届出書【法定調書用】	1
2	電子計算機の認定申請書兼申請事項変更届出書【N I S A用】	4
3	認定特定電子計算機による申請等の開始（変更）届出書	8
4	認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書	10
5	電子計算機の認定申請に係る認定通知書	12
6	電子計算機の認定申請に係る却下通知書	14
7	認定電子計算機の認定取消通知書	17

電子計算機の認定申請書 兼 申請事項変更届出書

※

令和 年 月 日  国 税 庁 長 官 殿	電子計算機を管理する者の所在地（住所）	(〒 - )
	電子計算機を管理する者の名称（氏名）	
	法人番号	
	代表者氏名	
	この申請又は届出について応答できる方の所属及び氏名	(電話 - - )

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第71号）

- 第5条の2第4項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。
- 第5条の2第7項の規定により以下のとおり届け出ます。

認定に係る電子計算機の名称	認定基準に適合することを証する事項
	裏面に記載のとおり

認定申請の場合

申請に係る認定を受けた場合、認定事業者の名称、所在地、認定電子計算機の名称及び  
認定日の公表を希望しますか。  はい  いいえ

申請事項変更届出の場合

申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日 令和 年 月 日

参 考 事 項	税 理 士 等	(電話番号 - - )
---------	---------	-------------

※ 国 税 庁 整 理 欄	整 理 番 号	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認
		・ ・	

(裏面)

電子計算機を管理する者の所在地（住所） \_\_\_\_\_

電子計算機を管理する者の名称（氏名） \_\_\_\_\_

認定に係る電子計算機は、以下の基準を満たすことについて申し述べます。

チェック	告示(2項)	概要	添付書類
<input type="checkbox"/>	1号	デジタル庁及び国税庁が公開する仕様・要件の適合性確認	No. _____
<input type="checkbox"/>	2号	安全管理措置	No. _____
<input type="checkbox"/>	3号	個人情報及び個人番号を含む場合の安全管理措置	No. _____
<input type="checkbox"/>	4号	提出領域のアクセス制御・ログ管理	No. _____
<input type="checkbox"/>	5号	アクセス権限の付与単位	No. _____
<input type="checkbox"/>	6号	情報セキュリティインシデントの監視・連絡体制の構築	No. _____
<input type="checkbox"/>	7号	サーバ等の日本国内の所在（バックアップ用を含む。）	No. _____
<input type="checkbox"/>	8号	第三者による信頼性付与	
<input type="checkbox"/> いずれか <input type="checkbox"/> 一つに <input type="checkbox"/> チェック		<input type="checkbox"/> イ（ISMAP登録）	No. _____
		<input type="checkbox"/> ロ（ISO/IEC 27017、CSコードマーク、AICPA SOC2、AICPA SOC3、保証業務実務指針 3850）	

認定後においては、以下の事項を遵守することについて申し述べます。

チェック	告示(2項9号)	概要	添付書類
<input type="checkbox"/>	イ	e-Tax との連動テストの実施、正常な動作・通信確認	No. _____
<input type="checkbox"/>	ロ	2号から8号までの申請内容に変更が生じた場合の届出	No. _____
<input type="checkbox"/>	ハ	4号ハ・ホに掲げる行為以外の行為を行う場合の事前承諾	No. _____
<input type="checkbox"/>	ニ	アクセス権限が一時的に利用できなくなる場合の事前承諾	No. _____
<input type="checkbox"/>	ホ	情報セキュリティ管理体制の構築・定期的な監査の実施	No. _____
<input type="checkbox"/>	へ	基準適合性の確認を求める場合の協力	No. _____
<input type="checkbox"/>	ト	情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告等	No. _____
	チ	認定事業者と申請等履行者が異なる場合	
<input type="checkbox"/>	(1)	申請等履行者の届出で必要となる事項の提供	No. _____
<input type="checkbox"/>	(2)	連絡体制・責任分界点の取決め	No. _____
<input type="checkbox"/>	(3)	申請等情報の保存で暗号技術を利用する場合の暗号鍵の設定・管理	No. _____
<input type="checkbox"/>	(4)	認定電子計算機が一時的に利用できなくなる場合の事前通知の取決め	No. _____
<input type="checkbox"/>	(5)	認定電子計算機が利用できなくなる場合の事前通知の取決め	No. _____
<input type="checkbox"/>	リ	申請等の内容の確認等に係る調査を実施する場合の協力	No. _____
<input type="checkbox"/>	ヌ	税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき等の指示	No. _____

## 電子計算機の認定申請書 兼 申請事項変更届出書の記載要領

### (共通)

- 1 この申請書兼届出書は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成 15 年財務省令第 71 号）第 5 条の 2 第 4 項の規定に基づく申請又は同条第 7 項に基づく届出について使用します。
- 2 この申請書兼届出書の「認定に係る電子計算機の名称」欄には、認定の対象となった電子計算機の名称（クラウドサービス事業者においては、クラウドサービス名でも可）を記載してください。

### 【記載例】

- ・ ●●銀行データセンターデータ連携システム
  - ・ ●●会計クラウド
- 3 「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。
    - イ この届出書を書面により提出する場合には、事前に交付された「利用者識別番号」
    - ロ その他連絡先等の参考となる事項

### (認定申請)

- 4 国税庁長官の認定を受ける場合には、国税庁長官の定める基準に適合するものである必要があります。
- 5 申請の審査には 3 か月程度を要しますので、余裕をもって、国税庁長官に提出してください。
- 6 表面の「第 5 条の 2 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。」にチェックを入れてください。
- 7 表面の「認定申請の場合」の「申請に係る認定を受けた場合、認定事業者の名称、所在地、認定電子計算機の名称及び認定日の公表を希望しますか。」欄について、「はい」又は「いいえ」を選択してください。
- 8 裏面には認定基準を列挙していますので、基準に適合することを確認した上でチェックを入れてください。なお、認定を受けるためには、全ての基準に適合する必要があります。
- 9 申請に併せて、各基準に適合することが分かる書類を添付してください。なお、添付書類には適宜の番号を付し、裏面の「添付書類」欄に当該番号を記載してください。

### (申請事項変更届出)

- 10 表面の「第 5 条の 2 第 7 項の規定により以下のとおり届け出ます。」にチェックを入れてください。
- 11 表面の「申請事項変更届出の場合」の「申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日」欄に、申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日を記載してください。
- 12 裏面には認定基準を列挙していますので、変更する基準にチェックを入れてください。
- 13 申請事項変更届出に併せて、変更する基準に適合することが分かる書類を添付してください。なお、添付書類には適宜の番号を付し、裏面の「添付書類」欄に当該番号を記載してください。

電子計算機の認定申請書 兼 申請事項変更届出書

※

令和 年 月 日  国 税 庁 長 官 殿	電子計算機を管理する者の所在地（住所）	(〒 — )
	電子計算機を管理する者の名称（氏名）	
	法人番号	
	代表者氏名	
	この申請又は届出について応答できる方の所属及び氏名	(電話 — — )

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第71号）  
 第5条の2第4項の規定の例により、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15の3第35項の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。  
 第5条の2第7項の規定の例により、以下のとおり届け出ます。

認定に係る電子計算機の名称	認定基準に適合することを証する事項
	次頁以後に記載のとおり

認定申請の場合

申請に係る認定を受けた場合、認定事業者の名称、所在地、認定電子計算機の名称及び認定日の公表を希望しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

申請事項変更届出の場合

申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日	令和 年 月 日
---------------------------	----------

参 考 事 項	税 理 士 等	(電話番号 — — )
---------	---------	-------------

※ 国 税 庁 整 理 欄	整 理 番 号	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認
		・ ・	

電子計算機を管理する者の所在地（住所） \_\_\_\_\_

電子計算機を管理する者の名称（氏名） \_\_\_\_\_

1. 「令和5年国税庁告示第5号」2項1号で規定する認定特定電子計算機に係る基準との共通基準  
 （「令和3年国税庁告示第23号」2項）

認定に係る電子計算機は、以下の基準を満たすことについて申し述べます。

チェック	告示(2項)	概要	添付書類
<input type="checkbox"/>	1号	デジタル庁及び国税庁が公開する仕様・要件の適合性確認	No. _____
<input type="checkbox"/>	2号	安全管理措置	No. _____
<input type="checkbox"/>	3号	個人情報及び個人番号を含む場合の安全管理措置	No. _____
<input type="checkbox"/>	4号	提出領域のアクセス制御・ログ管理	No. _____
<input type="checkbox"/>	5号	アクセス権限の付与単位	No. _____
<input type="checkbox"/>	6号	情報セキュリティインシデントの監視・連絡体制の構築	No. _____
<input type="checkbox"/>	7号	サーバ等の日本国内の所在（バックアップ用を含む。）	No. _____
	8号	第三者による信頼性付与	
いずれか 一つに チェック		<input type="checkbox"/> イ（ISMAP登録） <input type="checkbox"/> ロ（ISO/IEC 27017、CSゴッドマーク、AICPA SOC2、AICPA SOC3、保証業務実務指針3850）	

認定後においては、以下の事項を遵守することについて申し述べます。

チェック	告示(2項9号)	概要	添付書類
	イ	e-Tax との連動テストの実施、正常な動作・通信確認	
<input type="checkbox"/>	ロ	2号から8号までの申請内容に変更が生じた場合の届出	No. _____
<input type="checkbox"/>	ハ	4号ハ・ホに掲げる行為以外の行為を行う場合の事前承諾	No. _____
<input type="checkbox"/>	ニ	アクセス権限が一時的に利用できなくなる場合の事前承諾	No. _____
<input type="checkbox"/>	ホ	情報セキュリティ管理体制の構築・定期的な監査の実施	No. _____
<input type="checkbox"/>	へ	基準適合性の確認を求める場合の協力	No. _____
<input type="checkbox"/>	ト	情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告等	No. _____
	チ	認定事業者と申請等履行者が異なる場合	
<input type="checkbox"/>	(1)	申請等履行者の届出で必要となる事項の提供	No. _____
<input type="checkbox"/>	(2)	連絡体制・責任分界点の取決め	No. _____
<input type="checkbox"/>	(3)	申請等情報の保存で暗号技術を利用する場合の暗号鍵の設定・管理	No. _____
<input type="checkbox"/>	(4)	認定電子計算機が一時的に利用できなくなる場合の事前通知の取決め	No. _____
<input type="checkbox"/>	(5)	認定電子計算機が利用できなくなる場合の事前通知の取決め	No. _____
<input type="checkbox"/>	リ	申請等の内容の確認等に係る調査を実施する場合の協力	No. _____
<input type="checkbox"/>	ヌ	税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき等の指示	No. _____

2. 上記1以外の基準

(「令和5年国税庁告示第5号」2項2号～6号)

認定に係る電子計算機は、以下の基準を満たすことについて申し述べます。

チェック	告示(2項)	概要	添付書類
<input type="checkbox"/>	2号	提出領域のアクセス制御・ログ管理	No. _____
<input type="checkbox"/>	3号	所定の領域での実施可能行為・ログ管理	No. _____
<input type="checkbox"/>	4号	所定の領域の上記1の7号サーバ等への設置	No. _____
<input type="checkbox"/>	5号	第三者による信頼性付与 (ISMAP 登録)	No. _____

認定後においては、以下の事項を遵守することについて申し述べます。

チェック	告示(2項6号)	概要	添付書類
<input type="checkbox"/>	イ	e-Tax 等との連動テストの実施、正常な動作・通信確認	No. _____
<input type="checkbox"/>	ロ	第三者による信頼性付与 (ISMAP 登録)	No. _____
<input type="checkbox"/>	ハ	2号ロ(1)及び(2)に掲げる行為以外の行為を行う場合の事前承諾	No. _____
<input type="checkbox"/>	ニ	3号ロ(1)から(4)までに掲げる行為以外の行為を行う場合の事前承諾	No. _____
<input type="checkbox"/>	ホ	集計情報等に誤りがあった場合の報告等	No. _____

## 電子計算機の認定申請書 兼 申請事項変更届出書の記載要領

### (共通)

- 1 この申請書兼届出書は、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 15 の 3 第 35 項の認定に係る申請又は国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成 15 年財務省令第 71 号）第 5 条の 2 第 7 項の規定の例による届出について使用します。
- 2 この申請書兼届出書の「認定に係る電子計算機の名称」欄には、認定の対象となった電子計算機の名称（クラウドサービス事業者においては、クラウドサービス名でも可）を記載してください。

### 【記載例】

- ・ ●●銀行データセンターデータ連携システム
  - ・ ●●会計クラウド
- 3 「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。
    - イ この届出書を書面により提出する場合には、事前に交付された「利用者識別番号」
    - ロ その他連絡先等の参考となる事項

### (認定申請)

- 4 国税庁長官の認定を受ける場合には、国税庁長官の定める基準に適合するものである必要があります。
- 5 申請の審査には 3 か月程度を要しますので、余裕をもって、国税庁長官に提出してください。
- 6 1 頁の「第 5 条の 2 第 4 項の規定の例により、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 15 の 3 第 35 項の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。」にチェックを入れてください。
- 7 1 頁の「認定申請の場合」の「申請に係る認定を受けた場合、認定事業者の名称、所在地、認定電子計算機の名称及び認定日の公表を希望しますか。」欄について、「はい」又は「いいえ」を選択してください。
- 8 2 頁には「令和 5 年国税庁告示第 5 号」2 項 1 号で規定する認定特定電子計算機に係る基準（「令和 3 年国税庁告示第 23 号」2 項）との共通基準を列挙していますので、基準に適合することを確認した上でチェックを入れてください。

3 頁には「令和 5 年国税庁告示第 5 号」2 項 2 号から 6 号までに掲げる認定基準を列挙していますので、基準に適合することを確認した上でチェックを入れてください。

なお、認定を受けるためには、全ての基準に適合する必要があります。
- 9 申請に併せて、各基準に適合することが分かる書類を添付してください。

なお、添付書類には適宜の番号を付し、2 頁及び 3 頁の「添付書類」欄に当該番号を記載してください。

### (申請事項変更届出)

- 10 1 頁の「第 5 条の 2 第 7 項の規定の例により、以下のとおり届け出ます。」にチェックを入れてください。
- 11 1 頁の「申請事項変更届出の場合」の「申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日」欄に、申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日を記載してください。
- 12 2 頁及び 3 頁には認定基準を列挙していますので、変更する基準にチェックを入れてください。
- 13 申請事項変更届出に併せて、変更する基準に適合することが分かる書類を添付してください。

なお、添付書類には適宜の番号を付し、2 頁及び 3 頁の「添付書類」欄に当該番号を記載してください。



認定特定電子計算機による申請等の開始（変更）届出書

税務署受付印

令和 年 月 日	共通	住所又は居所 (法人の場合) 所在地	(〒 - )  (電話番号 - - )
		(フリガナ) 屋 号	
		(法人の場合) 法人等の名称	
	法人	(フリガナ) 氏 名	
		(法人の場合) 代表者氏名	
		本店又は主たる 事務所の所在地	(〒 - )  (電話番号 - - )
個人	(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の名称		
	法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。 	
	職 業 (事業内容)		
_____ 税 務 署 長 殿		生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 ・ <input type="checkbox"/> 昭和 ・ <input type="checkbox"/> 平成 ・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条第4項又は第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出の内容	開始・変更・追加 (届出区分)	<input type="checkbox"/> 開始手続 <input type="checkbox"/> 変更手続 <input type="checkbox"/> 追加手続 ※届出の内容に応じていずれかに✓を付してください。
	クラウドサービス等	利用するクラウドサービス等の名称
		(フリガナ) 事業者等の名称
		事業者等の所在地
対象手続	■ 支払調書等(調書、源泉徴収票、計算書、報告書)	
参考事項		税 理 士 等  (電話番号 - - )

※税務署整理欄	整理番号		利用者 識別番号	
	通信日付印	年 月 日	(摘要)	
	入力年月日	年 月 日		

## 認定特定電子計算機による申請等の開始（変更）届出書の記載要領等

1 この届出書は、認定特定電子計算機（以下「クラウドサービス等」といいます。）により申請等を行うと  
する場合に提出するものです。

（注） クラウドサービス等は、国税庁長官の定める基準に適合し、その認定を受けたものに限り利用  
することができます。

2 この届出書は、所轄税務署長に提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「共通」欄について、個人の方の場合には、住所又は居所、屋号及び氏名を記載し、法人の場合  
は、所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

（注） 住所等がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載し  
てください。

（記載例） ○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室

(2) 届出者が法人の支店等の場合、「代表者氏名」欄は当該支店等の責任者氏名を、「本店又は主た  
る事務所の所在地」欄は本店等の所在地を、「本店又は主たる事務所の名称」欄は本店等の名称をそ  
れぞれ記載してください。

(3) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(4) 「開始・変更・追加（届出区分）」欄は、該当する□のいずれかに✓を付してください。

なお、この届出書が変更・追加手続である場合には、「届出の内容」欄について、変更・追加があつ  
た箇所のみ記載してください。

※ 「追加」については、既にクラウドサービス等により申請等を行っている方が、追加で別のク  
ラウドサービス等により当該申請等を行う場合に✓を付してください。

(5) 「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。

イ この届出書を書面により提出する場合には、事前に交付された「利用者識別番号」

ロ その他連絡先等の参考となる事項

4 その他

(1) この届出書を提出した後に「届出の内容」欄の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届  
出を行う必要があります。

(2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。

認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書

税務署受付印

令和 年 月 日	所在地	(〒 - )  (電話番号 - - )
	(フリガナ) 名称	
	(フリガナ) 代表者氏名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	(〒 - )  (電話番号 - - )
	(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の名称	
	法人番号	

\_\_\_\_\_税務署長殿

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条第4項又は第6項の規定の例により下記のとおり届け出ます。  
記

届出の内容	開始・変更・追加 (届出区分)	<input type="checkbox"/> 開始手続 <input type="checkbox"/> 変更手続 <input type="checkbox"/> 追加手続 ※届出の内容に応じていずれかに✓を付してください。	
	クラウドサービス等	利用するクラウド サービス等の名称	
		(フリガナ) 事業者等の名称	
	事業者等の所在地	(〒 - )	
対象手続	<input checked="" type="checkbox"/> N I S Aに係る基準額提供事項の提供		
参考事項		税理士等	(電話番号 - - )

※税務署整理欄	整理番号		利用者 識別番号	
	通信日付印	年 月 日	(摘要)	
	入力年月日	年 月 日		

## 認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、認定電子計算機（以下「クラウドサービス等」といいます。）によりN I S Aに係る基準額提供事項の提供を行おうとする場合に提出するものです。

（注） クラウドサービス等は、国税庁長官の定める基準に適合し、その認定を受けたものに限り利用することができます。

- 2 この届出書は、所轄税務署長に提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

(1) 届出者が法人の支店等の場合、「所在地」欄は当該支店等の所在地を、「名称」欄は当該支店等の名称を、「代表者氏名」欄は当該支店等の責任者氏名を、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は本店等の所在地を、「本店又は主たる事務所の名称」欄は本店等の名称をそれぞれ記載してください。

(2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(3) 「開始・変更・追加（届出区分）」欄は、該当する□のいずれかに✓を付してください。

なお、この届出書が変更・追加手続である場合には、「届出の内容」欄について、変更・追加があった箇所のみ記載してください。

※ 「追加」については、既にクラウドサービス等により申請等を行っている方が、追加で別のクラウドサービス等により当該申請等を行う場合に✓を付してください。

(4) 「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。

イ この届出書を書面により提出する場合には、事前に交付された「利用者識別番号」

ロ その他連絡先等の参考となる事項

- 4 その他

(1) この届出書を提出した後に「届出の内容」欄の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

(2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。

所在地(住所)	
名称(氏名)	
代表者氏名	

国 税 庁 長 官

電子計算機の認定申請に係る認定通知書

令和 年 月 日付でされた国税関係法令に係る情報通信技術を活用した  
行政の推進等に関する省令第5条の2第4項の規定に基づく下記の電子計算機の認  
定に係る申請については、これを認定しましたので通知します。

記

## 電子計算機の認定申請に係る認定通知書

- 1 この通知書は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条の2第4項の規定に基づく認定に係る申請について、その認定をする場合に使用する。
- 2 「 年 月 日付」には、この認定に係る申請書が提出された年月日を記載する。
- 3 この通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

所在地(住所)	
名称(氏名)	
代表者氏名	

国 税 庁 長 官

電子計算機の認定申請に係る却下通知書

令和 年 月 日付でされた国税関係法令に係る情報通信技術を活用した  
行政の推進等に関する省令第5条の2第4項の規定に基づく下記の電子計算機の認  
定に係る申請については、これを却下しましたので通知します。

記

却下の理由

---

---

---

---

---

---

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求についての裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- この処分に係る取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- この処分に係る取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



## 電子計算機の認定申請に係る却下通知書

- 1 この通知書は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条の2第4項の規定に基づく認定に係る申請について、その却下をする場合に使用する。
- 2 「 年 月 日付」 には、この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
- 3 「却下の理由」には、申請に係る電子計算機が国税庁長官の定める基準に適合しないと認められる理由を記載する。  
(注)この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
- 4 この通知書及び教示文は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

所在地(住所)	
名称(氏名)	
代表者氏名	

国 税 庁 長 官

認定電子計算機の認定取消通知書

令和 年 月 日付で認定をした下記の電子計算機については、国税  
関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条の2  
第9項の規定に基づき、これを取り消しましたので通知します。

記

取消しの理由

---

---

---

---

---

---

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求についての裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- この処分に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- この処分に係る取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- この処分に係る取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 認定電子計算機の認定取消通知書

- 1 この通知書は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条の2第9項の規定により、認定の取消しをする場合に使用する。
- 2 「取消しの理由」には、認定電子計算機が国税庁長官の定める基準に適合しなくなったと認められる理由を記載する。  
(注)この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
- 3 この通知書及び教示文は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を事業者に送付する。